

「学制」下山口県における教員養成施策

—その一、速成的応急策期—

田 村 泰 治 郎

明治新政府がその政策の基本としたものは、民心を集斂し、政令一途の立前から極度の中央集権化と、政策の末端浸透を図るために奨励監督を強化する督励主義と、実質はともかく一まず形だけでも整えたいという形式主義とであった事はその特色といえよう。

そうしてこの基本方針は明治五年の学制の底を流れる基本精神となり、ひいては教員養成の施策の基本をなしたことも当然といわなければならぬ。

後述するが如く、教員養成は政府自らの手によって行うという官立主義又八校の官立師範学校の卒業生を地方へ派遣して地方の教員を指導すれば事足りると考えた形式主義、教員不足でたまりかねた府県が教員養成所を作ろうとすると、金は出さないで枠付を厳しくする督励主義などにこれらうかがうことができる。

こうした中央の施策の根本方針を当時の山口県がいかに受けとめ、いかに発足展開したかを究明するのが本稿の主意である。

尚時期区分を次のように考えたい。

明治五～七年 速成的応急策期

明治八～十年 計画的応急策期

その一 速成的応急対策期

一、私塾家塾教師対策

学制第二十三章によって小学私塾が新制小学と認められたということから、県も従来の家塾私塾を移行せしめることによって小学設置の便法を考え、又当の私塾家塾自体もそれへ移行することによって、新しく展開の途を求めようとした事は想像に難くない。

しかし、それにしても学制第四十章によって小学の教員の資格は「師範学校卒業免状或ハ中学免状」を有する者でなければならぬと制限されている。そこで県は次の布令を出している。(壬申(明治五年)九月山口県庁布令⁽¹⁾)

一、自今ハ私塾タリ共教師之免許得ザルモノ勝手ニ授業不相成候条子弟取建度向ハ当九月中ヲ限り其段更ニ可就出候様可致候(以下略)

右速布令候也

県 庁

更に翌十月山口県庁布令を以て⁽¹⁾

各府県管下ニ於テ私学設立或ハ私塾開業之願有之節教則舎則教員事歴等相添ヘ地方官ヨリ伺出於文部省及検査不都合無之分ハ右伺出同省ノ印章ヲ施シ被差下別地方官ニ於テ免状可相渡且家塾之儀ハ地方官限り聞届是亦免状可相渡旨同省ヨリ御達相成候様此段及布令候事

と布達している。これは九月文部省布達第25号及び文部省布達第二十七号にもとづくものである。これによると新制度の小学へ移行するための私学私塾の開業に対しては教則も設け教員の事歴等を本省へ具申して免状をとること、又家塾に対しては県限りにおいて免状を下げ渡すと規定しているが、結局開業できるか否かはその教則と教師の事歴によるものとしている。試みにこの布達によって申請された山口県小学教員第一号ともいふべき事例を見てみよう。

「学制」下山口県における教員養成施策

明治六年七月八日伺⁽⁹⁾

別紙之通当県第一中学区内大島より私学開業願出有候

御差許下被度候也

明治六年七月八日

同 権 参 事 吉 田 右 一

山口県権令 中 野 梧 一

文部省六等出仕

辻 新 次 殿

別 紙

第一条 学校

山口県管下大島郡第12区大島私小学

第二条 学校費用

大島浦中ヨリ寄付金高百三円五十一錢二厘

第三条 教員

玖珂郡第二区西村住居

士族 桃井義弼 二十一才

玖珂郡第三中学区第一錦見小学内養成小学へ任申八月ヨリ当二月迄

修業

第四条 教師月給

二円

第五条 学科

国体地理窮理政体修身生理史学算術等

教則

文部省定ムル所ノ教則ヲ用ユ

右之通開業仕度此段奉願候以上

明治六歳七月四日

岩 政 憲 貞 ㊤

原 利 之 ㊤

山 中 幸 英 ㊤

星 出 等 忠 ㊤

山口県権令 中野梧一 殿

この申請に対して文部省は明治六年八月四日付にて「書面之趣聞届候事」として指令しているが、当時に於ける教員の資格条件をうかがい知ることができよう。

このように全国的に統一した規準もどちらかといえば形式的なものであった。その実際は申請に該当するような人物は見つからなかったようである。

この間の本県の事情を明治六年三月の「私学開業御伺」⁽²⁾にうかがうことができる。

私学開業御伺

学制第四十三章尚壬申十月第三十四号御達ノ趣モ有之私学ヲ開カント欲スル者ハ学校位置其外数条取調可願出御規則ニ候処隅閭里ニ在テハ即今別テ師範人ニ乏シク履歴可申出程ノ教員モ無之校内費用教師給料等只管生徒父兄ノ心ニ任セ束脩月別錢等僅少相収メ米穀菓蔬魚塩其他ヲ以テ之ニ代ルモ又不少校内入費或ハ生徒ニ課スル事アリト雖モ是亦数錢ニ出スシテ臨時一定ノ額ナク班然可申出程ノ予算方法モ相不立彼此願文例ニ渋着シテ開業仕度志願アル者モ夫レカ為メニ出願ヲ得ス頑固ノ民ハ加フルニ疲弊ヲ以シテ且ツ学ニ向フ事ヲ欲セス方今切ニ教諭ヲ加ヘ人民ノ智ヲ開キ小学ノ普及ヲ期スルハ極テ急務ナルヲ以テ右等ノ私学タリトモ学科教則成丈ケ御規則ニ照準スルヲ以テ主ト致シ其他前条ノ如キ者各別不都合無之候ハハ当分ノ際ハ県庁ニ於テ開業免許家塾同様に取計方許可被成下候様仕度此段相伺候也

明治六年三月二十四日

同七等出仕 木 梨 信 一

山口県権令 中 野 梧 一

文 部 卿 大 木 喬 任 殿

文 部 大 輔 宍 戸 璣 殿

これに対し本省は明治六年四月十二日付を以て「伺之趣難聞届候事」と回答しているあたり、あくまで中央政府の形式的な当初の方針を堅持して

「学制」下山口県における教員養成施策

いる。即ち学制の規定する学科教則を充分に守らなければ開業免許罷りならぬという厳しい指令により、県は改めて五月（日不明）次のような達しを出して漢籍一片倒の学校に対して警告している。⁽³⁾

先般文部省ヨリ布達ニ相成候小学学科教則等追々正則ヲ遵行可致ハ勿論ノ事ニ候処即今急ニ難相施事件モ有之不得已コレヲ斟酌シテ教習方相定置候事ニ付此餘ハ不規則無之筈ノ処今以書籍ノ心遣等々閑ニ打過漢籍ノミヲ以テ教授ニ及ヒ候学校モ有之由不都合ノ次第ニ候自今右等ノ弊習屹度相改悉皆当度改定ノ課業表ニ照準シ教授可致候事
右相達候也

更に県は六年七月家塾取締規則を制定公布した。⁽⁴⁾

小学区内諸家塾ハ凡テ小学ノ所管トシ、其ノ教員毎月小学へ会集シテ学則ヲ商議シ諸布令ヲ拜見スベシ

諸家塾教師三科兼教為難キ者ハ他人ト協和合併シテ三科無偏ノ家塾トナサン事ヲ要ス

家塾も学制第二十一章及第二十八章によって小学の一種として認められているものの、一般の尋常小学の管下に属するものとして考えられておりその教授内容についても素読及書はいいとして算術を教えうる者は殆んど稀というべき当時の事情として、有無相通ずる所謂チーム・ティーチングの制度を認めている事は注意すべき事である。

一年一回諸家塾ノ生徒ヲ便宜ノ地ニ集メテ試験ヲスベシ⁽⁴⁾

まことに担当教師にとっては厳しい規則である。生徒の成就率から家塾の適不適を、それは当然教師の適否・有無を査定することとなるからである。その現れとして同年八月中（二十二日以後のものとは推定）、次のような達書を出している。⁽³⁾

学務掛吏員不遠内県内小学巡回申付候条諸事不都合無之様取計置可申就テハ心得ノ簡条大略左ノ通相示候事

但順路期間等ハ追テ取極可及回遠候事

第一条

生徒試験申付候義モ可有之ニ付其管区長取締役副戸長等列席ノ事

但各小学ニテ申合せ他ノ教師ヲシテ試験ニ任セシムヘシ

第二条 以下略

二、補助教員対策

私塾及び家塾等を小学に移行せしめることによって、その施設及び教員を一時充當して学制は発足をしたものの、逐次生徒数の増加するに對して学校によっては教員の負担が過重になる。教員の増加を図ろうとしても有資格者が無い。やむを得ず教員の教授を手伝いする助手を必要とした。そこで県は明治六年二月、次のような布達を出している。⁽³⁾

県内中小学之内生徒追々増加致シ教授方行届兼候向モ有之由ニテ引立手伝人切々申立候向モ有之候得共県内百余ヶ所ノ学校此上更ニ箇所増之目的モ有之旁以容易ニ難被及余儀候条各校ニ於テ生徒之内高足ノ者數ルハ学フノ半ニ候条交番助勢任ラセ可申候然ル上ハ右高足ノ部助勢仕ラセ或ハ當直相勤サセ候者ハ取締教員之見計ヲ以受業料不及差出段取計候テ不苦候（以下略）

當時の生徒は年令においても相當の差があつたであらうが、中でも学力においては相當の開きがあつたと思われる。

既に藩費や郷学私学等において自然科学以外の学科については、相當高度の學習をしている者もあつたことは考えられる。従つて苦しまぎれにこれを活用しようとしたことはまさに生活の知恵であつた。

更に県は同年二月十三日付付達を以て引立手伝の定員を布令した。⁽⁴⁾

中小学引立手伝定員向後如左相定候尤是迄差許有之候内左ノ定メニ過キ候分有之候共當分其儘差置候事

一、校中句読習字算術ノ三科各々教員ヲ置クモノハ

生徒百五十人己上二百五十人迄引立一人ヲ置ク若當人三科ニ

「学制」下山口県における教員養成施策

兼渉セサルトキハ不得已三科共各一人ヲ置クヲ許ス二百五十
人已上ハ於時詮議ヲ遂クヘシ

一、校中教員二人ニテ三科ヲ兼ルモノハ

生徒百人己上二百人迄引立一人ヲ置クヲ許ス若人三科ニ兼渉
セサルトキハ不得已三科共各一人ヲ置クヲ許ス二百人已上ハ
於時詮議ヲ遂クヘシ

一、校中教員一人ニテ三科ヲ兼授スル者ハ

生徒五十人已上百人迄引立一人ヲ置クヲ許ス百人己上二百人
迄ハ更ニ一人ヲ増スヲ許ス若此人己下前分断

右之通相定候尤引立手伝願立学区内分塾へ引除ケ教授ヲ管セシムル分
ハ此限りニ非ス候事

明治六年二月十三日

この布達から大体三つの事項をうかがうことができる。一つは、生徒数
及教員数による学校規模別定員制であること。その二は、引立手伝に三科
担当するものない場合は規模によらず読書算の各々を担当する三人を認
めていること。その三は、分校（分塾）の教授担当の引立手伝のある時は、
この制限によらず、それ丈け余分に認めていることである。

こうしたぎりぎりの定員に対して、教員に事故の生じた場合の処置につ
いて、六年（月日を欠くも前後の事情から七月十日から同月十三日迄のも
の）県は布達している⁽⁹⁾。

各部内教師中病氣ニテ所勤難相成候節ハ教授方三科トモ偏廢無之様同
勤者へ頼合先満百日内ハ引取致保養候儀不苦百日ヲ過候ハバ其趣学務
へ可申出候条尤三科分掌之者其一ヲ欠候テ教授方差湊候向ハ是亦早急
可申出候此段為心得相達候也

月 日

県 庁

三、神官僧侶対策

ついで県は補充対策として神官僧侶任用について明治六年十月四日付で本省へ伺を出している。⁽³⁾

今般学校教師を教導職より兼勤せしめ候儀不相成候段御布達之趣奉拝承候然る処神官僧侶は総而教導専務に相心得候様教部省より御達之趣も有之候処右教導職者権訓導已上原任之者而已にて神官僧侶之儀者家塾開業差許候而不苦候哉畢竟当県辺鄙僻遠之地者句読習字等わずかに神官僧侶等教授致来り候而已にて別段相応之教師も無之即今小学取開候様にも難相運所詮神官僧侶等に句読習字等教授差許候様致度勿論右者家塾開業差許候訳にて学校教師と兼勤せしめ候筋には無之に付権訓導已上原任之者も本職之余暇を以家塾開業差許候而者如何可然御座候哉此段御指令奉願候也

明治六年十月四日

山口県権参事 吉 田 右 一

山口県権 令 中 野 梧 一

これに対して文部省は次のような否定の回答をしている。

伺之趣教導本職ニ無之神官僧侶之向学校開業並ニ学校教員ニ致シ候儀不苦候得共教導本職之者ニテ学校教員兼務並学校開業差許候儀不相成候事

本来学制の実施については、その建物施設等は神社寺院を利用し、神官僧侶を教員に移行せしめようとする便方策をとったことは、学制第一百五十四章以下第五十八章に亘って「神官僧侶学校ノ事」として規定され認められている。勿論免状を得てとか、学制の教則に従いとかの条件は付けられているが、従前私塾家塾の教育担当者の多くが神官僧侶であったことから考えられ、当然の施策と考えられる。

そしてこれを更に強化するために、明治六年三月十三日、文部省布達第二十七号甲をもって左の如く神官僧侶社寺内に中小学開設に関する件が定められた。⁽³⁾

「学制」下山口県における教員養成施策

教化ノ儀ハ至急ノ要務ニ候得ハ各地方ニ於テ夫々着手可相成ハ勿論ニ候就テハ神官僧侶ニ於テモ有志ノ輩ハ其社寺内ニ中小学校相開候儀不苦候条此段相達候也

但中小学校相開候者ハ学制ニ準拠可有之事

しかるに同年八月二十八日付文部省布達第百十五号⁽⁶⁾を以て禁止された。

学校教師ヲ教導職ヨリ兼務セシメ候儀不相成候条此旨布達候事

こうした施策の突然の改革については、中央政府において文部省と教務省との間の軋轢によるものと思われるが、とまどいしたのは地方の現場である。教員の主軸として委嘱していた神官僧侶の兼務が認められないことになる打撃である。そこで御多聞にもれず、山口県としてもあのような伺となったものであるが、結果は不首尾であった。しかし、現場の窮状は黙視するにしのびないとし、翌明治七年一月十八日付伺で再度教導職の猶予方⁽⁹⁾について伺をしている。

学校教師ヲ教導本職ヨリ兼務セシメ候義ニ不相成本職ニ無之分ハ兼勤不苦段先般御指図之趣モ有之候処教導心得勤之者モ追々學術検査之上本職可上令段教務省ヨリ御達之趣有之由然処当県之如キハ辺鄙僻遠ノ地境多ク当節小学競立ノ折柄教員ニ乏ク就テハ士庶社僧之別ナク読算習字仮成相整候者ハ教師相勤候様無之テハ小学家塾共之カ為ニ不学ノ人ヲ生候様立到不都合之義奉存候何卒当分之際本職ノ者タリ候学業相整候者ハ試験ノ上小学家塾教師御差免有之度追々教師養成着手之心得ニ御座候夫迄之処前条御聞濟被下様此段相伺候也

明治七年一月十八日

山口県権令 中野 梧 一

切々苦境を訴え、その内に教員養成にも着手するから当分の間お目こぼし願いたいとの伺であるが、本省からは明治七年二月二日付の次の指令が送られてきた。

伺之趣文部省明治六年第百十五号布達之通可相心得候事

但至当ノ教員有之候ハバ教導職仮用候儀ハ不苦候事

一応正面からは受け入れかねるとはいつているが、但し書により適当な教員ならば臨時に用いることは苦しからずと、弾力性を持たしていることを知ることができよう。

四、中学への協力方依頼対策

県は教員の確保や補充についてこのような応急策を講ずると同時に、教員養成についても対策を講じている。すなわち、五年十一月二十五日付で次のような県から山口萩中学教員へ通告を出している。⁽⁶⁾

「……管内各小学ノ教授ノ相定ルヘキ人材ハ即今変則中学ニ於テ教育方致シ各地小学へ派出候様有之度事急務ノ事ニ付キ中学ノ生徒惣テ習字・数学・地学・史学・理学・修身学等ハ兼修致シ候様……」

つまり当時変則中学の教科内容は学制第三十章「当今中学ノ書器未タ備ラス此際在来ノ書ニヨリ之ヲ教ルモノ或ハ学業ノ順序ヲ踏マスシテ洋語ヲ教ヘ又ハ医术ヲ教ルモノ通シテ変則中学ト称スヘシ」とある。山口県としては旧藩時代の学制としての藩費である萩の明倫館、山口の明倫館、徳山の鳳鳴館、長府の敬業館、清末の育英館の措置を次のようにしている。⁽⁴⁾

……皆藩立ニシテ皇漢ノ学ヲ兼修ス而シテ各部モ亦郷校ヲ設ケ専ラ支那学ヲ修ス……明治五年壬申ノ歳政府ノ公布ニ依リ学制ヲ一変スルニ及ンデ其萩・山口ニ藩立スル両館ヲ廢シ更ニ私立学校トス其萩ニ在ルモノヲ巴城学舎其山口ニアルモノヲ鴻城学舎ト称シ専ラ訳書原書等ヲ兼修ス

これにより萩の巴城学舎、山口の鴻城学舎が変則中学と称せられ、その教科の内容も皇漢の学に訳書原書を兼修するという立前から、学制の要求する教科内容を教授するにはかなりずれがある。

基礎学力は相当のものを持っていると推定されるから、只その未履修の学科分野を学習するように仕向けてもらいたいとの意図である。教員補充の見透しのつかない当面としては適切な考え方であった。

五、講習対策

こえて七年四月（日付不明）県は下記の達を發している⁽⁹⁾。

小学家塾ノ設ケ区画布置粗宜ヲ得ルニ近シ唯憾ム教育ノ方法未タ其要領ヲ得ス生徒ノ成立或ハ渋滞ヲ致スアラン事ヲ於是十三等出仕長屋又輔同官今田純一ヲ教則掛リトシ東京師範学校教育方法ヲ觀セシメ頃日帰県復命セリ即チ来ル五月一日ヲ以テ教員養成ノ場ヲ開カントス抑前二名ノ渋京暫時ニシテ觀習スル処唯其大概ヲ了シテ細微ニ至ラサルモノアルベク且教育ノ方法都下ニ行ハル、モノ即チ国郡ニモ亦行レ都下ニ行レテ国郡ニハ施スヘカラサルモノ亦之アラン故ニ各地方ニ於テモ其難易緩急ヲ斟酌取捨スル処ナキ能ハス今演習序次ノ大略ヲ左ニ揭示ス其幽微細目ニ至テハ蓋シ筆舌ノ能ク悉ス所ニ非ス前余方法ノ變換モ亦豫シメ定メ難キモノトス

第一次

教則掛二人 教則副手八人

第二次

一、山口第一第八小学生徒中ニ就テ第八級ヨリ第六級ニ至ル者各級二十四人ヲ撰ヒ養成場附属生徒トシ先ツ教則掛ヲシテ伝習セシムル法ノ如クシ副手ヲシテ參觀セシムル事凡半月許リ

第三次

一、副手既ニ習塾スルヲ待テ初テ習演ニ任セシム而各地ノ教師一時四五十人ヲ集メ之ヲ參觀セシムル事又半月許リ或ハ此四五名ノ者ヲシテ躬ヲ生徒ト成テ演習ヲ受ケシムル事アルヘシ但年令四十歳以上ノモノハ參觀ノ二三止ルヲ許ス

附第四次第五次順々ニ繰替ル事大略如此

右之通一先相定候事

文中教則掛長屋又輔今田純一がいつ東京師範学校に行き、いつ帰県した

かは明らかでない。山口県教育史では明治六年秋三十日間と記されており、又山口県師範学校「創立六十年史」にも同様に述べられているが、この七年四月の達書では「頃日帰県復命セリ」とあり、又六月二十日教員養成所設立の届書にも「先般帰県仕り候」とある。年を越す場合には「先年」と通常使分けしていることから、「六年秋から三十日」には不審が残されている。

又該届書には「先月中已ニ開校仕り候」とあるところから実施の始期は七年五月と考うべきであろう。

又その名称については山口県教育史は「教員試験所」と呼び、前掲「創立六十年史」には「授業伝習所」と称している。この達書には「教員養成ノ場ヲ開カントス」とあり、又前掲教員養成所設立の届書には「仮リニ教員養成所ヲ設ケ」と記されている。

考え方によって色々と呼称されているようであることから、教員養成のための施設ではあるが、一定した固有名詞となるまでには固まっていな。普通名詞として取扱われた為に相違を来たしたものと思われる。従って本稿ではその内容から「授業法伝習のための短期講習」と呼ぶことにしたい。

さて、その実施についてみるに、場所は旧明倫館の一部学校役所（後の師範学校敷地）とし、教則掛二人は長屋又輔今田純一を当て、教則副手としては教員中優秀と目される井原素絵・岡村圭三・門田翠・熊谷素介・大野伝兵衛・佐々木一介の六人⁽⁶⁾を起用した。附属生徒としては達書には明らかに「山口第一第八小学生徒中」とあるも、山口県教育史⁽⁶⁾では「第一第二両小学校の生徒」とあり、山口県尋常師範学校年報沿革概要には「山口市中小学校ノ」とある。当時の旧山口町は山口東組十九ヶ町・山口西組二十一ヶ町からなり、東組は大殿小路に、西組は今道町にそれぞれ戸長役場をおいていた。そして西組の中心地に今道小学を明治五年に、東組の中心地に立小路小学を明治六年に創設している。明治六年十月文部大丞長光の学

事視察の際の届書によれば、第一番今道小学、第八番立小路小学となっていることから、達書にある第一小学は今道小学、第八小学とあるは立小路小学をさすものと考えられる。

又その教授法の伝習の仕方は明治五年四月二十二日文部省より正院に伺を出した「師表学校建立施為ノ順序」⁽⁹⁾又同年五月二十九日付文部省布告「師範学校設立趣意書及規則書」⁽¹⁰⁾に準拠している。

それは明らかに米国人スコットの提議を師範学校がそのまま実施したものであり、又これを地方に普及せしめる構想については一八七三年十二月三十一日付学監モルレーの申報⁽¹¹⁾に示されている彼の意見とみることができ。すなわち

之ヲ為スノ法ハ師範学校卒業ノ生徒ヲ用ヒ督学視学之ヲ監シテ順次ニ大学区内ノ各県ヲ巡視セシメ一時小学ヲ閉校シテ教員ヲ県庁ニ集メ譬ハ一月ノ間師範学校教師ノ指導ヲ以テ部ヲ分チテ之ニ教授ノ方法ヲ教ヘ又懸図塗板及新教科書ヲ用イルノ法並ニ生徒ノ等級ヲ分チ以テ時間ト労トヲ省クノ方法ヲ教示シ且校則ヲ定メテ之ヲ厳守スルノ至要タル事ヲ領知セシム……」

従って、一切西洋小学の規則通りにしたものであろうと考えられる。達書通りにすれば一回の教員講習生は四五十人、日数大略一ヶ月として何回位行なわれたかに就いては、記録に数回とあるのみで全く不明である。それに要する経費は県負担とし、山林売下代の内から三千円を割いて充当したとのことである。⁽¹²⁾

次に、この山口会場の授業法伝習講習とは、やや趣を異にするが、岩国における養成講習をあげなければならない。「明治五年十一月岩国小学より提出した十二ヶ条の伺書」⁽¹³⁾によれば

一、小学区内遠去離之所ハ、二三里之隔絶モ可有之事に候得は、六七歳之男女入学難波之儀も可有之、此内より岩国ニ而村々寄小屋之義は、両仮名・日用文・世界国尽等教授之者は、免状相渡し教授為致来候得

共、此度学制之御改革ニ付、僻村ニ至迄早々改革可仕管之処、何分小学教則ニ依り、教授をも相勤候程之人物乏敷故、遂ニ実行難拵苦心此事ニ候、此処ニ而師範学校ニ効ひ、村々之選挙を以岩国小学ニ寄宿為致、下等小学之教則相務候様、成業之上教授差免候得は、小学エ隔絶之地たり共、六七歳之者家塾ニ而入学相成可申と奉存候、右寄宿中入費ノ儀は、村々小割を以相調候様、被仰付候而は如何ニ可有之御座候哉……註（平仮名片仮名交り文）

とその設置方について伺っている。これに対して県は「適宜ニ随ヒ其通可取計候」と指令しているが、当時小学教則に依り教授を勤める程度の人物の乏しかったことがうかがわれる。そのために錦見小学内に養成小学（前述桃井義弼履歴による）という、特殊の課程を設けて村落私塾の教師を集めて改正教則を授け、小学教師の養成を実施している。

尚同書に「同年六月、元精義隊講学所跡の勸学寮に教員養成所を設置し……」とあるは、恐らくこの養成小学のことを指しているものと思われる。

六、むすび

以上は学制の実施に対する突差の応急対策の概観であるが、この対策の基本的態度は大體二つに分けて考えることができよう。第一は教師の採用施策であり、第二は教師の養成施策である。

まず教師の採用については更に二つの態度が考えられる。その第一は教師の転用採用ともいうべきかたちのものである。当時既に私塾家塾の経営者又は教師をそのまま名儀変更して充当しようとしたものである。家塾をそのまま小学に代用し、教師をそのまま小学教師に採用したものである。勿論それはある程度の制限が加えられている。すなわち、願出による許可制であることから、その規模及び教師の能力業績などを勘案して許可したであろうことは推察するに難くない。又この制限の一つに教部省関係の神

官僧侶などの採用についてのことがある。

本来神官僧侶は他の武士・医者・里正などと家塾教師の主要メンバーであり、従って学制出発当初にあってはその施設とともに学務当局はその移行について最も大きく予想し、又事実その期待通りの成果を収めたものである。然るに一方監督庁である教部省は神社寺院の施設や神官僧侶が小学に転用されることに異議反対の立場をとり、ついに既述の如く禁止令となったのである。しかしこのために現場の打撃は大きく、学制そのものの実現のあやぶまれることから、県は六年十月四日、本職の余暇をもって開業方文部省に願い出たるも、正面からは許可されなかったが、但書により臨時に用ふることは苦からずとある。実を取らせたものと思われる。

尚、県の布達には、別段年令の制限は見出されないが、現場の取扱者によつてはある程度の制限があったことがわかる。⁽³⁾

然る処、結城翁は才学兼備の先生にて、衆人の信仰も帰し候義にて、老境とは申ながら、方今の時節御擢用は勿論の御義と存じ奉り候。今般如何なる御義乎は存じ奉らず候得共、免職被_レ仰付_レ候⁽⁴⁾、何卒御再を以小学校教官に被_レ相任_レ候はば、生徒一般之競共相成可_レ申儀に存し奉り候……以下略……。

これは六年四月豊浦郡第五区より山口県権令中野梧一宛にかかれた請願書であるが、これをみてもうかがい知ることができる。

その二の新規採用は私塾家塾の教師以外の者に対する対策である。学制発足に応じて県は明治五年十月二日付で次のような布達を出している。⁽⁴⁾

右当十月ヨリ諸部小学先ツケ所宛更ニ相設ケ当分相応ノ費用可被立下ニ付其土地ニ居住シテ名望有之歟又ハ他所ニ罷居候者ニテモ教員ニ可相成人柄一名宛見込ヲ以テ姓名年令等取調早急学務掛ヘ可申出候事……以下略……。

こうして一般から適応と認められそうなものを募集したものの、学制に制定されている教則によって指導教授のできるものという条件を前提とし

ている故か、希望者も少かったであろう。また本人の希望というより学区からの願出であり、受けた県はさらに本省に申請してその許可の指令を仰ぐことになっている。従って、その係数は非常に少ないものと推察される。試みに、前述の桃井義弼につづいて取扱れた四人の教師の基礎教養について記してみよう。

イ、通浦私小学 教員 士族 山本乾齊 48男

元明倫館祭酒山県半七へ従ヒ弘化三年三月十二日ヨリ安政元年四月迄都合九年漢学修業其間自入舎素読師所勤又安政六年ヨリ和蘭人ニ従ヒ文久二年迄都合四年化学修業

ロ、私塾精明学舎 教員 士族 塩路尹政 25男

長崎県広運館ニ於テ英人フルベッキ氏ニ従ヒ慶応乙丑六月ヨリ明治二年十二月迄都合五ケ年普通学科研窮、明治三年正月ヨリ同四年十二月迄都合二ケ年阪府ニ於テ蒸気器械実物研窮、同五年正月ヨリ八月迄豊浦藩洋学校ニ於テ教授方務ム

ハ、私学興学舎 教員 士族 岡 尚吉 46男

明倫館祭酒山県半七ニ従ヒ弘化四年二月ヨリ嘉永三年八月迄、同年十月ヨリ五年十二月迄、平田新右衛門ニ安政七年五月ヨリ文久元年十二月迄山県半蔵ニ就イテ都合八ケ年漢学研究、又明倫館ニ於テ松本彦右エ門ニ従ヒ嘉永三年三月ヨリ五年十二月迄都合三ケ年算学研究

ニ、教員 士族 山本作右エ門 49男

明倫館ニ於テ木村藤太ニ従ヒ天保六年二月ヨリ同十三年十月迄都合八ケ年算学研究、天保十三年八月ヨリ弘化元年十二月迄山田並衛ニ従ヒ都合四ケ年漢学研究

第二は教員養成の施策であるが、養成といっても長期間にわたって本格的に企てられたものではない。家塾から移行された教師は神官ならば国学、僧侶ならば仏典、武士であれば漢学、医者ならば医学、里正ならば法度等それぞれの分野についてはある程度の素質と見識をもっていたであろう。

しかし学制に規定されている教育内容のうち、算術・物理・化学・博物等については殆どが教養をもっていない。そこで学制の精神や教則の内容についての説明伝達するとともに、日々の授業の取扱方等について熟知せしめることを目的とする程度のものである。いはば資質向上のための集会であり、講習であるというべきであろう。

毎月一回地区の中央校に参集して指令の伝達を受けたり、教則の取扱いについて共同協議したりすることを義務付けているのもこれである。かの山口や岩国に於て行われた伝達講習はこれより少し組織化されたものであると言えよう。又山口・萩両中学に教師に必要な科目を増加して教師養成への便宜教養を依頼したが、この段階では別段の効果はあらわれなかったと言えよう。

さてこうした応急施策の反応はどうであったであろうか、ということになるが、残念なことにそれぞれの施策に対する結果についての資料をもちあわせていない。学制期の前半に於る山口県の教師状況を見ることによって推察する程度に止めておく。明治六年二月県より各地方へ財政が困難であるから、学校の設立はしばらく見合するようにとの布達の中に

既ニ設置スル所ノ学校七十所、教員百七十名ニ過ギ……

とある。また同年十月文部大丞長光が学事視察のため来県の時、手渡した届書⁽⁴⁾によると、教員二百九十五人とあり、文部省第一年報は明治六年十二月の現状として教員三百二十五名、第二年報には千二百六十六名としている。この数字の傾向から学制の前期には種々の施策にも拘らずいかに教員が不足していたか、後期になってはじめてこの効果があらわれ、需給関係が軌道にのったかがうかがわれる訳である。

資 料

- (1) 山口県庁布達達書五年之部
- (2) 山口県文書館蔵文部省指令録明治六年之部
- (3) 前(1)の六年之部
- (4) 内閣文庫所蔵山口県教育史料卷十政治部学校一
- (5) 明治以降教育制度発達史第一卷
- (6) 山口県教育会編山口県教育史下卷一二八頁
- (7) 前(2)七年之部
- (8) 山口県尋常師範学校年報 (自明治二十三年四月
至明治二十四年三月)
- (9) 文部省著学制五十年史
- (10) 東京高等師範学校「創立六十年」
- (11) 文部省第一年報一四四頁
- (12) 岩国市史一一一二頁
- (13) 前(6)の一〇二頁
- (14) 前(1)
- (15) 前(2)の六年及び七年之部
- (16) 前(3)
- (17) 前(6)二八～二九頁